

証券コード5537

2025年9月25日

電子提供措置の開始日 2025年9月19日

株 主 各 位

東京都江東区木場二丁目17番16号

BESIDE KIBA 3階

株式会社AlbaLink

代表取締役 河田 憲二

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://albalink.co.jp/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2025年10月9日（木曜日）19時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月10日（金）12時
2. 場 所 東京都江東区木場2丁目17番16号 BESIDE KIBA 3階
本社会議室F Room

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年10月9日（木曜日）19時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://albalink.co.jp/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を高め、内部統制およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会計監査人を設置することといたしました。これに伴い、当社定款に会計監査人設置の規定を追加するものであります。
- (2) 会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定（変更案第39条第1項）及び会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第39条第2項）を定めるものであります。
- (3) また、株主総会の招集方法を明確化するために定款第14条を変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第3条（条文省略）                                                                                                               | 第1条～第3条（現行どおり）                                                                                                                                                  |
| <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）監査役</p> <p>（3）監査役会</p> <p>（新設）</p>                    | <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）監査役</p> <p>（3）監査役会</p> <p><u>（4）会計監査人</u></p>                                             |
| 第5条～第13条（条文省略）                                                                                                              | 第5条～第13条（現行どおり）                                                                                                                                                 |
| <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会の決議に基づき</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>取締役会の決議に基づき</u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |
| 第15条～第35条（条文省略）                                                                                                             | 第15条～第35条（現行どおり）                                                                                                                                                |
| （新設）                                                                                                                        | 第6章 会計監査人                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                             | （選任方法）                                                                                                                                                          |
|                                                                                                                             | <p><u>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                   |
| （新設）                                                                                                                        | （任期）                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                             | <p><u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株</u></p>                              |

|      |                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>主総会において再任されたものとみなす。</u><br><u>(報酬等)</u><br><u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u><br><u>(会計監査人の責任免除)</u>                                                                                                             |
| (新設) | <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
|      | <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条（条数繰り下げ、条文は現行どおり）</p>                                                                                                                                                                             |
|      | <p>第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                        |

第2号議案 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人選任の目的

当社は、2025年8月29日開催の監査役会において、本臨時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、会計監査人として新月監査法人を選任することについて決議いたしました。

当社監査役会の会計監査人選任を受け、本臨時株主総会に「会計監査人選任の件」を第2号議案として付議することを決議いたしたくここに上程いたします。

なお、同監査法人は従前より当社の公認会計士等でございます。定款変更に伴い、会計監査人として選任するものであります。

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者の概要は以下のとおりであります。

|            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| 名称         | 新月有限責任監査法人                                           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪事務所 大阪府大阪市北区梅田1-3-1<br>東京事務所 東京都中央区銀座7-17-11       |
| 沿革         | 平成22年3月 新月有限責任監査法人                                   |
| 業務執行社員の指名  | 公認会計士 佐野 明彦<br>公認会計士 杉本 淳                            |
| 概要         | 公認会計士社員 (常勤) 8名<br>特定社員 (常勤) 1名<br>所属公認会計士 (非常勤) 39名 |

(3) (2)に記載する者を公認会計士等の候補とした理由

監査役会が新月有限責任監査法人を会計監査人の候補とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、上場企業に対する監査実績、監査体制の整備状況等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

以上